

Enron 監査の失敗事例の再検討

——「監査判断の独立性」の侵害を示唆する行為を識別する試み——

亀岡 恵理子

要 旨

2001年にアメリカにおいて発覚した Enron 監査の失敗は、SOX 法をはじめとする様々な制度改革をもたらした非常に影響力の大きな事例である。会計・監査上、Enron 事例は Andersen の精神的独立性の欠如と結びつけて説明されることが多いが、制度上の事実や複数の研究者による観察によれば、そのような一面的捉え方には疑問がある。

本稿の目的は、Andersen による Enron 監査がどのように遂行され、いかなる監査上の問題があったのかを分析することによって、今日の財務諸表監査制度に大変革をもたらした歴史的に重大な事例である Enron 事例の意義を再検討することである。そのための分析資料には、『SEC 関連書類』と『破産裁判所報告書』を利用した。

分析の結果、Andersen による Enron 監査体制には、多額の報酬、非監査業務の提供、双方向の雇用関係といった監査人の独立性に影響を与えうる要因や状況が複数存在していたものの、独立性に関する当時の基準や規則、事務所規程に準拠していたという限りでは、Andersen は外観の独立性を満たしていたといえることがわかった。また分析では、監査人自身が自らの独立的判断が損なわれていると認識していたような事実や状況も観察されなかった。このため、Enron 監査の失敗は、監査人の認識を伴う精神的独立性の欠如や故意があったわけではないが、監査人自身も気づかないうちに「監査判断の独立性」が侵害された結果、故意に近い状態で発生したものとして理解すべきである。そして本稿は、監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為を明らかにする手がかりは、過失より故意性の高い reckless を認定されている行為、および過失の域を超えた幫助責任を指摘されている行為にあるのではないかと解釈を示した。

キーワード：エンロン、アーサー・アンダーセン、監査の失敗、監査人の独立性（精神的独立性／外観の独立性）、監査判断の独立性の侵害を示唆する行為、レックレス、幫助、『SEC 関連書類』（AAER／訴状）、『破産裁判所報告書』

Re-examination of the Enron Audit Failure:
What Auditor Actions Suggest Erosion of “Independence in Audit Judgment”?

Eriko KAMEOKA

Abstract

The Enron audit failure of 2001 is a landmark case in auditing history. It eventually led to the enactment of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, which brought about drastic changes to financial statement audits by independent auditors. From the Japanese accounting/auditing perspective, the failure is often attributed to a lack of auditor independence. However, given the court decision, the facts shown by the regulatory agency, and several observations from researchers, it is doubtful whether the failure can be explained only in terms of auditor (i.e. Arthur Andersen) independence.

The purpose of this paper is to re-examine the Enron audit failure by analyzing how the auditors did their work and what was wrong with their financial statements audit. Two types of materials, that is, the SEC related documents (AAERs/complaint) and the bankruptcy court records, enable such analysis.

The findings are as follows: while there were several factors and situations which could have affected auditor independence, the auditors complied with all contemporary independence rules and evaluated their own independence highly. In this sense, it can be said that, to some extent, the auditors maintained auditor independence both in fact and in appearance. Nonetheless, it is not enough to account for the failure in terms of due professional care, professional skepticism, and competence separately from auditor independence.

The paper posits that the Enron audit failure occurred in a situation in which the auditors' independence in audit judgment was eroded without their recognizing the fact. It offers a new interpretation of the auditor actions as “reckless” and “aiding and abetting”, and suggests that these actions indicate the erosion of independence in audit judgment.

Keywords: Enron, Arthur Andersen, audit failure, auditor independence (in fact and in appearance), actions suggesting erosion of independence in audit judgment, reckless, aiding and abetting, SEC related documents (AAERs/complaint), bankruptcy court record

投稿受付日 2014年8月26日
採択決定日 2015年2月10日

早稲田大学商学研究科博士後期課程

1. はじめに

2001年にアメリカにおいて発覚した Enron Corp. (以下, Enron) による不正会計事件は、世界的な大手エネルギー会社であった同社の破綻とともに、監査を担当していた当時 Big 5の1つ、Arthur Andersen LLP (以下, Andersen) の消滅をもたらした。同事件を受けて、アメリカでは Sarbanes-Oxley Act of 2002 (以下, SOX 法) が制定され、財務諸表監査制度は劇的に変化した。Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) の設立によって、アメリカ監査業界は、プロフェッショナリズムに根差す自己規制業界から行政機関の影響を強く受ける外部規制業界へと一変した (DeFond and Francis 2005, 6, 11)。また、監査業務と非監査業務との同時提供の禁止、監査パートナーのローテーション、回転ドア (revolving door) 実務に対する一定の就職制限を含め、監査人の独立性が一段と規制強化されることとなった⁽¹⁾。さらに、内部統制監査という新たな制度も導入された。

Enron 事件を契機とする制度改革の動きは世界的に波及した。日本もまた例外でなく、わが国の財務諸表監査制度は、アメリカから多大な影響を受けている。たとえば、日本公認会計士協会による自己規制 (品質管理レビュー) を行政監督するための公認会計士・監査審査会の設置や監査人の独立性規制の強化を具体的内容に含む2003年の公認会計士法改正は、アメリカの不正会計事件が改正議論の契機になった、とされる (池田ほか 2009, 8-18)。また、内部統制報告書監査制度を導入した2006年改正の金融商品取引法は「日本版 SOX 法」との異名を持つ。

では、このように今日の財務諸表監査制度に様々な変化をもたらした根本的原因である Enron 事件とは何であったのだろうか。そこでは何が監査上問題であり、後続の制度改革をもたらしたのであろうか。その答えとして、わが国では会計・監査上、Enron 事件は Andersen の精神的独立性と結びつけて、極端には、「精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗」として説明される⁽²⁾。同様に社会的にも、Enron 事件は Andersen が故意に Enron の不正会計に加担した事例として知覚されているように見受けられる⁽³⁾。精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗または故意による虚偽の監査証明とは、監査人が職業的専門家としての独立性を失い、不正な財務報告を黙認した、あるいは不正な財務報告のスキーム作りに積極的に関与したことを意味している (鳥羽 2010)。

2001年の不正会計発覚直後、連日の新聞報道により Andersen が請け負っていた多額の非監査業務報酬に注目が集まったこと、および2002年に Enron 監査に関連する文書破棄により Andersen が有罪との地裁判決を受け、その後消滅したこともまた、このような社会的知覚を蔓延させたのではないかと推察される。しかしながら、上告審理や U.S. Securities and Exchange Commission (以下, SEC) による調査が完了するだけの十分な時が経過してみると、そこで明らかになった事実は、実は、上述の社会的知覚とはやや異なる認識を示しており、Enron 監査の失敗を単に精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗として捉えてよいのかは疑問である。会計・監

査の領域に大変革をもたらした歴史的に重大な事例として、今後とも言及されるであろう Enron 事件は、学術的にどのように意義づけおくべきなのだろうか。

本稿の目的は、Andersen による Enron 監査がどのように遂行され、どこに、どのような類の監査上の問題があったのかを明らかにすることである。その分析には、リスクの評価、重要性の判断、監査技術の選択・適用、および入手された監査証拠とその評価など、実施された業務の内実を文書化した監査調書が必要であるが、Andersen の Enron 監査にかかる監査調書は一般に公開されていない。ここにデータ・アクセスの点で研究上の制約がある⁽⁴⁾。しかし、Enron が経営破綻したこと、および Enron による不正な財務報告に関連して監査人が SEC 処分を受けたことによって、監査の実態についていくらか情報を与えてくれる 2 種類のアクセス可能なデータが生成された。

1 つは『破産裁判所報告書』⁽⁵⁾であり、もう 1 つは Accounting and Auditing Enforcement Release (以下、AAER) および訴状 (complaint) (以下、2 つを併せて『SEC 関連書類』) である。前者は、Enron が 2001 年 12 月 2 日に経営破綻した後、連邦管財官 (United States trustee) によって指名された調査委員 (examiner) が、付与された調査権限のもと、実施した調査に関する報告書を提出するようにとの法の要求に従い、SPE (Special Purpose Entity: 特別目的会社) が関わる全ての取引およびそれに関与した個人、機関、専門家を調査しその結果をまとめて作成した報告書である⁽⁶⁾。一方、後者は、連邦証券諸法を運用・執行する役割を担う SEC が、その法規執行活動に関連して、またはその活動内容を社会に向けて発信するために作成したものである (Afterman 1995, 3, 5-6)。

両者は、調査主体の活動根拠となる法目的の相違や、調査主体の処分権限の有無、調査主体の規模といった様々な点に起因して、その記載内容に違いがあるかもしれない。しかし、しかるべき調査権限を持つ調査主体が、しかるべき証拠に基づき、実施された監査の質を、各種法や規則、基準に照らして事後評価した結果を明らかにしたものであると考えられる点で、いずれも分析資料として信頼に値する。『破産裁判所報告書』に反映されている調査結果は、Andersen の監査調書や関係者に対するインタビューに基づくものであり、『SEC 関連書類』に記載されている事実は、SEC 執行部門 (Division of Enforcement) がインタビューや関連文書の提出命令といった公式または非公式に行った調査に基づいている⁽⁷⁾。これらの資料を利用することによって、全てとはいえないものの、監査研究者が直面するデータ・アクセスの問題を部分的・間接的に克服できると考える。本稿では、これらの資料を通じて、Enron 監査の失敗事例の意義を再検討する。

以下、まず 2 節において、Enron 監査の失敗は精神的独立性の欠如に起因するものなのだろうか、という本稿の問題意識の根拠をより具体的に示す。次に 3 節では、Enron 監査体制と監査人の独立性の問題について取り上げ、4 節において、『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』によって具体的に指摘された監査上の問題を明らかにする。おわりに、5 節において、本分析結果に基づく考察と今後の研究可能性について取り上げる。

2. Andersen による Enron 監査の失敗に対する社会の受けとめ方

2001年11月8日、Enron は臨時報告書 (Form 8-K) を提出し、同社の CFO が創設した複数の SPE およびそれら SPE との間で行われた取引に関する情報を公表した。そして、「GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) に従えば、本来連結すべきであった3つの事業体が連結されていなかった」、と SPE に関して不適切な会計があったことを認め、1997年度から2000年度までの財務諸表と2001年第1および第2四半期末の財務諸表を修正再表示することを発表した (Enron 2001)。

不正会計の発覚によって、Enron が SEC による調査を受け、また株主からも厳しい追及を受けるなか、調査および批判の対象は、一貫して無限定適正意見を表明していた外部監査人 Andersen にも向かった (Weil 2001a)。Andersen による Enron 監査の失敗に対する、マスコミ、司法、行政、および学者の受けとめ方は次のとおりである。

マスコミの見方

不正会計が発覚した2001年後半から2002年にかけて、*The Wall Street Journal* は、Andersen による Enron 監査について、以下のようなネガティブな情報を伝えた。

◆ 2001年

- 11月30日：SEC が、Enron に関して、Andersen も調査の対象であることを公にした。2000年に Enron が Andersen に支払った報酬総額は5200万ドルであり、うちコンサルティング業務は2700万ドルであった。Enron は Andersen にとって国内で2番目の大手クライアントであった。異常に巨額な報酬によって Andersen が不当に影響を受けなかったかどうか今後問題となるであろう (Weil 2001b)。
- 12月14日：Enron は Andersen に内部監査業務を外部委託していたため、Andersen は Enron に対して内部監査と外部監査の二重の役割 (double duty) を負っていたことになる。これは、独立監査人としての Andersen の役割について、規制機関による厳格な調査を招くことになるであろう (Weil 2001c)。

◆ 2002年

- 1月18日：議会による調査で、Andersen が Enron のパートナーシップに関して協議していたことを示す内部メモが公表された。これは、Andersen が Enron の会計上の問題の少なくとも一部について長年承知していたことを意味する。Enron 取締役会は、一連の出来事を受けて Andersen を解任した (Brown and Sender 2002)。
- 1月21日：Enron と Andersen ほど緊密に結びついていた関係はそうそうない。Andersen の監査人およびコンサルタントは、Enron 本社に常設オフィスを用意され、Enron 従業員と頻繁に昼食会や旅行などをともにし、勤めているのは Enron なのか Andersen なのか、そ

の境界は曖昧であった。また Enron と Andersen との間には雇用し、雇用されるという従業員の往来があった。Andersen と Enron との緊密な結びつきは、利益相反の問題を生じさせるものである (Herrick and Barrionuevo 2002)。

司法の評価

2002年1月10日、Andersen は、同事務所の者が「はっきりとした数はわからないが相当数の」Enron 業務に関連した文書を破棄したことを公表した (Weil et al. 2002; Ball 2009, 287)。これを受けて、司法省 (Department of Justice) は、同年3月、SEC に利用させない目的で文書を破棄し当局の手續を妨げたとして (司法妨害罪／証拠隠滅等説得罪) Andersen を起訴した (萩野 2007, 341；関西学院大学米国判例情報研究会 2007, 13)。

2002年6月15日、Texas 州南部地区連邦地裁 (U.S. District Court for the Southern District of Texas) において、Andersen は陪審によって有罪判決を受け、2004年の第5巡回控訴裁判所 (U.S. Court of Appeals for the Fifth Circuit) も有罪判決を支持した (萩野 2007, 341；関西学院大学米国判例情報研究会 2007, 13-14)。連邦規制は重罪犯 (felon) が公開会社の監査を遂行することを禁止しているため、重罪の有罪判決を受けた Andersen は2002年8月31日に監査業務の資格を返上し、その後消滅した (Ball 2009, 288)。

しかし、Andersen が監査業務を停止した3年後の2005年5月31日、先の文書破棄による司法妨害事案の上告審において、連邦最高裁 (U.S. Supreme Court) は、「不正に」といった文言解釈をめぐって陪審に対する説示が妥当でなかったとして、連邦地裁の有罪判決およびそれを支持した控訴裁判決を破棄した (Ball 2009, 288；萩野 2007, 341-342；関西学院大学米国判例情報研究会 2007, 14-17)。これにより、Andersen はすでに消滅していたものの、Enron 関連文書は事務所内規程である「文書保存・破棄規程」に従って行われた不正の意図のないものである、との主張が認められ、Andersen は逆転勝訴した。

行政の評価

SEC は、Andersen に対する調査を行っていることを公にしてから6年後の2008年、Andersen の監査人計4名に対して行政手續または／および民事手續を行い、それぞれについて AAER および訴状を図表1のとおり公表した。

SEC 処分のより詳しい内容については4.1節で再度取り上げることとするが、各 AAER および訴状のなかで、4名の監査人全てに対して指摘されているのが AU §230, *Due Professional Care in the Performance of Work* の監査基準違反である。SEC は、監査人が職業的専門家としての正当な注意 (due professional care) および／または職業的懐疑心を行使しなかったことによる監査基準違反があったことを共通して認定している。

また、関連法・規則の違反として、SEC は、Michael Odom (以下、Odom)、Michael Lowther

図表 1 Enron 監査を担当した監査人に対する SEC の処分

AAER／訴状	処分対象者	処分の種類および処分対象者の役職
2774	Michael Odom, CPA	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続 ・当該監査人は、関連期間における Gulf Coast Region での Andersen の Practice Director ・Practice Director は、Andersen の監査目的および監査手続マニュアルに従い、クライアントの問題解決を監視する権限を持ち、その関与の程度は監査契約チームのリスク評価に応じて決まる
2775	Michael Lowther, CPA	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続 ・当該監査人は、Texas 州 Houston において Andersen の energy audit division で責任を持つパートナーであり、関連期間における、Enron 監査の品質管理レビュー担当パートナー (concurring review partner)
2776	Thomas H. Bauer, CPA	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続 ・当該監査人は、Enron 監査を担当するパートナーのうちの 1 人
2777 および訴状	David B. Duncan, CPA	<ul style="list-style-type: none"> ・民事手続 ・当該監査人は、1997年から2002年1月まで、Enron 監査を担当する Andersen のグローバル契約担当パートナー (global engagement partner)
2778	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続

出所：SEC ホームページ (<http://www.sec.gov/spotlight/enron.htm>)、各 AAER および訴状より筆者作成。

(以下、Lawther)、Thomas H. Bauer (以下、Bauer) の 3 名の監査人について、過失による職業的専門家としての不適切な行為での SEC 実務規則 (Rules of Practice) Rule 102e(1)(ii)⁽⁸⁾ 違反を認定している。そして、それぞれに 2 年間、2 年間、3 年間の SEC 監査業務の停止処分を下した (SEC 2008a; SEC 2008b; SEC 2008c)。

一方、SEC は、David B. Duncan (以下、Duncan) についてのみ、関連法・規則の違反として、1934年証券取引所法 Section 10(b) およびその下位規則である SEC Rule 10b-5⁽⁹⁾ の違反を認定している。その際、SEC は Duncan が「recklessly⁽¹⁰⁾」に行動した (acts)、または行動しなかった (omissions) ことを認めており、Duncan に対して SEC 監査業務の永久停止 (permanent suspension) 処分を下した (SEC 2008d; SEC 2008e; SEC 2008f)。

学者の見方

Taylor et al. (2003) は、ニュース報道や逸話的証拠において、「Andersen にとって Enron が Houston オフィスの主要顧客であったこと」、「Andersen の年間報酬総額 5200 万ドルのうち 2700 万ドルが『非監査』報酬であったこと」があまりにも大きく取り上げられたために、監査人の独立性に対して過度な注目が高まり、即座に広まった懸念によって、監査人の誠実性やエキスパティーズといった他の重要な要素が封じ込まれている、と指摘する (259)。

また Green (2009) は、Andersen は Enron から受け取った莫大な報酬に目がくらみ、自らの義務を果たす間に誠実性を維持できず、利害を排除すること (disinterestedness) ができなかつ

たのであるとの批判が起こったものの、当時の SEC 規則は非監査業務の提供を禁止しておらず、Andersen が非監査業務の開示を求める SEC 規則に従っていたことを考慮すれば、果たして Enron 事件の問題は Andersen が独立的でなかったことにあったといえるのだろうか、と疑問を呈している (368)。

さらに、DeFond and Francis (2005) は、監査業務報酬と同額の非監査業務報酬を稼得することは Andersen と Enron との間の関係に限らない監査業界の慣習であり、非監査業務報酬が Enron 監査における Andersen の問題の原因であったという証拠は一切ない、と指摘している (14)。彼らはさらに、大半の研究で、非監査業務が監査人の独立性を低下させることを示す証拠は得られていないこと、および非監査業務の種類によっては、利益調整の発生を減少させ、利益の質を向上させるかもしれないとする研究成果があることを提示したうえで、大部分の非監査業務を規制することによって独立性に対する懸念に対応した SOX 法は、的外れ (misguided) なのではないかとの見解を示している (14-16)。

小括

ここまで述べてきたところから観察するに、不正会計発覚直後のマスコミによる SEC の調査開始のニュースは、Andersen による Enron 監査に何らかの問題があったことをほのめかしたかもしれない。また、報道された Andersen と Enron との間の経済的関係および親密な関係は、Andersen が独立監査人としての独立性を喪失し、Enron の不正会計に加担したのではないかとの疑念を生じさせる逸話的証拠 (anecdotal evidence) となりえたであろう。そして、Andersen が受けた地裁および控訴裁での有罪判決は、同事務所が不正会計に関与した証拠を隠蔽しようとしたことを裏づける決定的証拠とみなされた可能性がある。

しかし、その後の上告審理や SEC による調査が完了するだけの十分な時が経過してみると、そこで明らかになった事実は、Andersen が故意に Enron の不正会計に加担したことを示唆するものではない。最高裁判決は、Andersen が Enron 監査に関連する文書を不正に破棄したことを認定していない。また、Enron 監査を担当した監査人に対する SEC 処分は、独立性の欠如や故意ではなく、正当な注意や職業的懐疑心の不足による監査基準違反があったこと、および過失または reckless による関連法・規則違反があったことを認定しているに過ぎない。そして、これらの制度上の事実に加えて、Enron 監査の失敗における問題の本質を単に監査人の独立性に求める見方は不十分ではないか、との研究者による観察が複数ある。

果たして、Enron 監査はどのような状況のもとで行われ、その失敗はいかなる要因によってもたらされたのであろうか。一般的に指摘されている多額の非監査業務の提供といった要因は、監査人の独立性を毀損したのであろうか。またその他に、監査人の独立性に影響を与えうる要因や状況が存在していたのであろうか。他方、監査人の独立性の問題とは別に、何らかの監査判断のミスがあったとすれば、それはいかなるものであり、何がその原因、背景にあったのであろうか。

3. Andersen による Enron 監査体制と監査人の独立性

契約担当パートナーに対する SEC 処分によれば、Enron 監査において問題とされたのは、Andersen が1998年度から2000年度までの Enron 財務諸表 (Form 10-K) に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、無限定適正意見を付した監査報告書を提出したことである (SEC 2008f)。当該期間中、具体的にどのような監査上の問題が存在していたかを検討する前に、本節においてまず、Andersen による Enron 監査体制にかかる情報や客観的事実を記述することによって、次節の分析につながる基本的な情報を提供するとともに、Andersen の Enron 監査体制が具有している独立性の問題を明らかにする。そして、Andersen による Enron 監査の失敗の背景にある要因を監査人の独立性概念を構成する精神的独立性および外観的独立性の2側面から検討する。

3.1. Andersen による Enron 監査体制

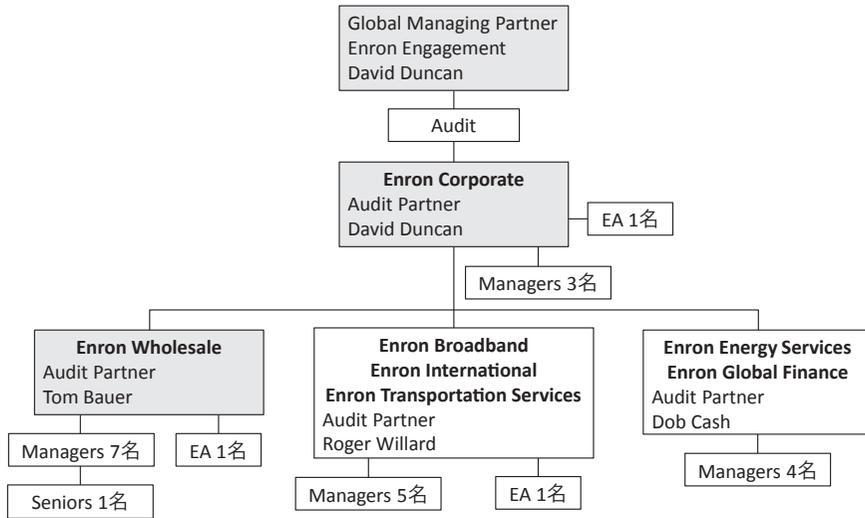
Andersen にとって、全米有数の世界的大手エネルギー会社であった Enron との契約 (以下、Enron 契約)⁽¹⁾は最大契約の1つであり、パートナー、マネージャー、スタッフを含め、総勢100名を超える人員が Enron 契約に配属された。その業務地域は、中心的業務を担う Houston および London に加えて、Portland, Chicago, New York のアメリカ国内オフィス、およびブラジル、日本、アルゼンチン、インドといった海外所在のオフィスにまで広範にわたっていた (Batson 2003, Appendix B, 9)。

とりわけ、アメリカ国内で Enron 監査の中心的役割を担ったのは、Enron が本社を置く Houston の Andersen オフィスであった (Batson 2003, Appendix B, 10)。Houston の Enron 監査契約チームは、半独立の (semi-autonomous) 経営体制を採用する Enron の事業ユニットを模して細分化したチームを編成し、監査パートナーが各チームを率いる構造の組織体制を敷いた (図表 2)。

このように細分化された別個のチームが実施した業務をまとめる役割を負ったのが Enron Corporate チームであり、同チームを率いた監査パートナーの Duncan はまた、Enron 契約のグローバル契約担当パートナー (global managing/engagement partner) として、Andersen が国内外で Enron に提供した業務全体に対する責任を負った。この他、図表 2 に図示されているパートナーに加えて、Houston オフィスに所属するその他パートナーもまた、Advisory Partner, Practice Director, Concurring Partner, Assurance and Business Advisory という立場で Enron 監査に関与した (Batson 2003, Appendix B, 11-13)。

さらに、Houston オフィスとともに、Andersen の Chicago 本部にある Professional Standards Group (PSG ; 以下、「GAAP エキスパート集団」) に所属する GAAP のエキスパートもまた、多数の重要な GAAP について Houston オフィスの監査契約チームと協議し、その意思決定に承認を与える形で Enron 監査に関与した (Batson 2003, Appendix B, 3, 12-13)。Houston の監査契約チームの役割が、Enron 監査を実施することおよび Enron が GAAP に準拠しているかを評価

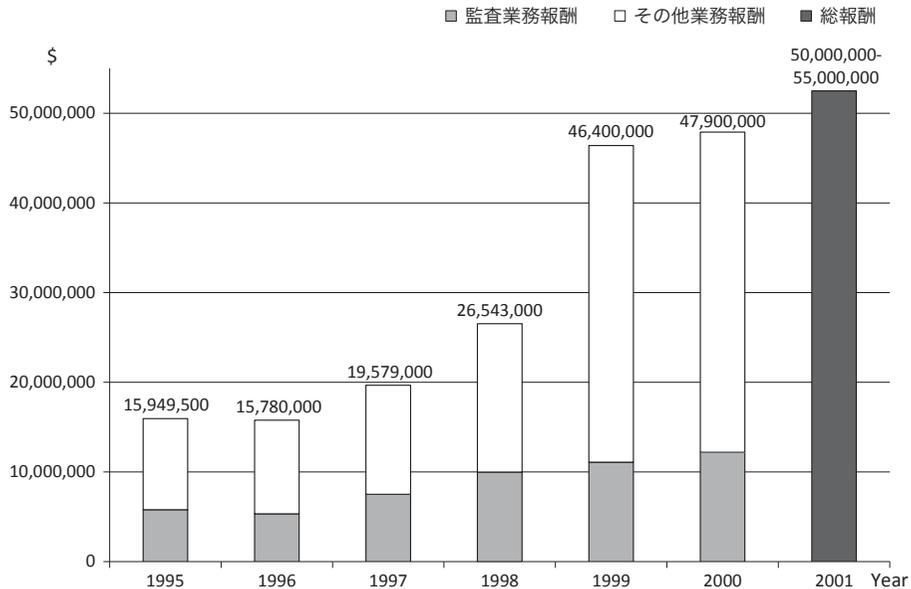
図表2 Houston オフィスの Enron 監査契約チームの組織体制



出所：Batson 2003, Appendix B, 11をもとに筆者作成。

付記：図表中グレー部分の Duncan および Bauer は、SEC 処分を受けた契約担当パートナーである。

図表3 1995-2001年に Andersen が Enron から受け取った報酬額の推移



出所：Batson 2003, Appendix B, 28-29をもとに筆者作成。

することであるのに対して、GAAP エキスパート集団が負う役割は、監査契約チームから相談を受けた事案のGAAP 準拠性に関してアドバイスすることであり、事実上、Houston の監査契約チームはGAAP エキスパート集団のアドバイスに従う必要があるものとされた (Batson 2003,

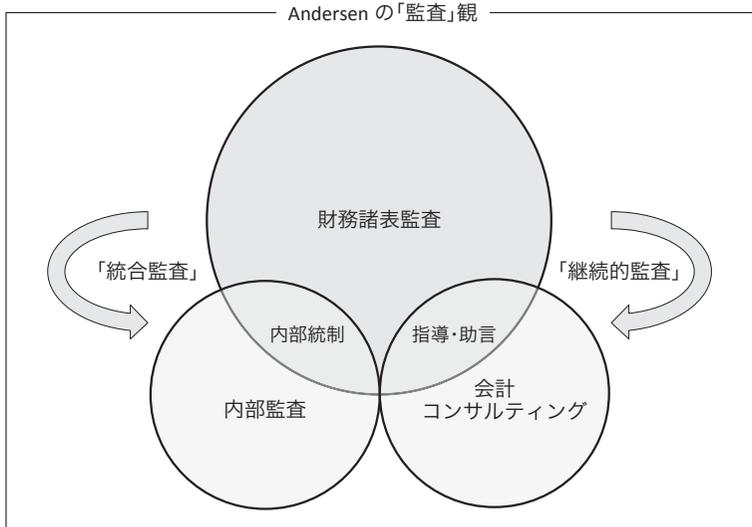
Appendix B, 14-15)。

多地域におよぶ大人員を投じた大型契約の対価として Andersen が Enron から受け取った報酬額の推移は、図表 3 に示すとおりである。Andersen にとって Enron は報酬の点で最も重要なクライアントの 1 つであり、1995 年から 2001 年まで報酬総額は年々増大した。ただし、報酬総額の増大に大きく貢献したのは監査業務報酬ではなく「その他業務報酬」であり、当該期間中、微増しかしていない監査業務報酬に比べて、その他業務報酬は大幅に増大した。Andersen が財務諸表について意見を表明する監査業務の他に提供した業務とは、たとえば、内部監査業務、会計コンサルティング (accounting consultation) 業務、税務業務である。Andersen が Enron 契約において監査業務とともに提供していた非監査業務のなかには、本質的に財務諸表監査に従事する監査人の独立性を毀損する危うさを孕むものが含まれていた。

3.2. Andersen が提供した非監査業務から生じる独立性の問題

Andersen が Enron に提供した複数の性質の異なる業務のうち、とりわけ監査人の独立性の観点から懸念されるべきは、Andersen が監査業務と並行して内部監査業務および会計コンサルティング業務を提供していたことである。これら業務の提供は今日、SOX 法の制定により原則禁止されている。しかし、SOX 法制定前の Enron 契約においては、Andersen は、Enron に提供する非監査業務の大部分は本質的には「監査」業務の範疇に入るものである (Batson 2003, Appendix B, 30-31)、との独自の監査観に基づき、内部監査業務および会計コンサルティング業務を積極的に提供していたようである。このような監査観はおそらく、双方の業務が財務諸表監査業務から派生して誕生した業務である、ということに由来しているように思われる (図表 4)。

図表 4 Andersen 独自の「監査」観に基づき提供された業務



出所：Batson 2003, Appendix B, 15-23, 29-31 の記述内容をもとに筆者作成。

まず内部監査業務は、内部統制という部分で財務諸表監査業務と共通するところがある。監査人は、1983年のSAS (Statement on Auditing Standards : 監査基準書) No. 47, Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit で導入された監査リスク・アプローチ手法のもと、試査の範囲や入手する証拠の量と種類を決定するために企業の内部統制を評価しなければならない。一方、企業経営者は内部統制を整備・運用する第一義的責任を負っており、有効な内部統制システムを維持するための活動の1つとして、大企業の多くは、社内に内部監査を担当する従業員を配置する (Batson 2003, Appendix B, 17)。

このように、内部統制は監査人と企業経営者にとってそれぞれ異なる意味合いを持つものであるが、監査人が実施しなければならない内部統制の評価と企業内部で行われる内部監査との間にはある程度の重複が存在する。そこで Enron は、1994年または1995年頃より内部監査業務を外部監査人である Andersen に外部委託した (Weil 2001c)。かくして、Andersen は、財務諸表監査の一環として内部統制を評価する機能と内部監査を実施することによって財務諸表監査の域を超えて Enron をサポートする機能の2つを同時に果たす役割を負うこととなった。Andersen は、このような二重アプローチを「統合監査 (integrated audit)」または「ビジネス監査手法 (business audit methodology)」と呼び、革新的で最先端をいく手法であると考えていたようである (Batson 2003, Appendix B, 15-19)。

次に会計コンサルティング業務は、「継続的監査 (continuous audit)」という概念を一步踏み込んで捉えた Andersen によって実施されたようである。第1四半期から開始され年度を通じて実施される継続的監査では、Andersen は、監査を実施する際にリアルタイムで Enron が行う取引に直面することとなる (Batson 2003, Appendix B, 19)。継続的監査が持つこの特性を押し広げて、Andersen は、実際の取引が完了する前のまだ提案段階の取引または想定上の取引について、GAAP がどのように適用されるのかを指導・助言し、Enron が望ましい利益、キャッシュ・フロー、および貸借対照表の結果を達成できるよう実際の取引を設計・構築するのを手助けした (Batson 2003, Appendix B, 19)。

会計コンサルティング業務プロセスには、Andersen の Enron 監査契約チームと GAAP エキスパート集団、および Enron の取引サポート会計担当者 (transaction support accountants) が関わった。そこでは、Andersen の Enron 監査契約チームが「仲介者 (middle man)」となって、Enron の取引サポート会計担当者と議論した内容や交流によって把握した Enron の会計目標を Andersen の GAAP エキスパート集団に伝達し、反対に、GAAP エキスパート集団と議論し、「ブレンストーミング」した事項を Enron の取引サポート会計担当者に伝達した (Batson 2003, Appendix B, 21-22)。

上述の論理により積極的に提供された内部監査業務および会計コンサルティング業務であるが、両業務には、財務諸表監査に従事する監査人の独立性を毀損する危うさがある。なぜならば、経営者が経営責任を負うべき業務 (内部統制の整備・運用および取引の設計・構築) に監査人が

関与することは二重責任の原則に抵触する可能性があり、また監査人が関与した業務を後に自ら評価することは自己監査になる恐れがあるからである。なかでも、会計コンサルティング業務において、Andersen が仕組みやモデルの構築を手助けした取引には、前払取引 (prepay transactions) や経済的実態を伴わないヘッジ取引など (Batson 2003, Appendix B, 20), 『SEC 関連書類』や『破産裁判所報告書』が GAAP に違反する不適切な取引として指摘するものが含まれていた。『破産裁判所報告書』によれば、会計コンサルティング業務は、Andersen による他の監査上の欠陥と相俟って、Enron による著しく誤導する財務諸表および関連する開示にかなり寄与した要因であった (Batson 2003, Appendix B, 22-23)。Andersen は内部監査業務も会計コンサルティング業務もともに広く「監査」業務という範疇に含まれるものと考えていたようであるが、実際に行われていた業務の内容は監査とは両立しえない枠外にあるものであり、財務諸表監査に従事する監査人が携わるべきものではなかったように思われる。

さらに、Andersen と Enron との間に双方向の雇用関係があったことで、Enron 監査の失敗が発生する可能性は一層増幅される状況にあったように思われる。1989年から2000年まで、少なくとも86名の Andersen 会計士が Enron に就職するために Andersen を離職し、なかには Enron の会計職において重要な上級職に就くものもいた (Batson 2003, Appendix B, 39)。Andersen が Enron の内部監査を引き受けた際には Enron の従業員40名が Andersen に移り、また1990年代初頭には Enron の内部監査部門の副社長 (vice president) が Enron を離職し、Andersen で Enron 内部監査を担当した (Herrick and Barrionuevo 2002)。また、会計コンサルティング業務プロセスで Andersen の Enron 監査契約チームが対面した Enron の取引サポート会計担当者の大半は、Enron に雇用された Andersen の OB であった (Batson 2003, Appendix B, 22)。

双方向の雇用関係を通じて Enron が Andersen の監査手法を熟知するようになれば、その分、経営者は不正を犯し、それを隠ぺいしやすくなる恐れがある。他方、Andersen と Enron との間で重大な会計上の問題が生じた場合には、Andersen が元同僚に譲歩し、監査人としての独立的判断を歪めてしまう恐れがある。実際、会計コンサルティング業務プロセスにおいて、Enron の取引サポート会計担当者はかなり強引な立場を主張することが多々あり、時に Andersen から拒否されることがあったという。しかし Andersen は、基本的には、Enron が細則主義 GAAP を利用するのを手助けすることによって、たとえ財務諸表が取引の実質を忠実に (faithfully) 表示するものでなくとも、Enron が財務諸表の目標を達成できるよう努めていたという (Batson 2003, Appendix B, 22)。

3.3. 精神的独立性および外観的独立性の2側面からの Enron 監査の失敗の分析

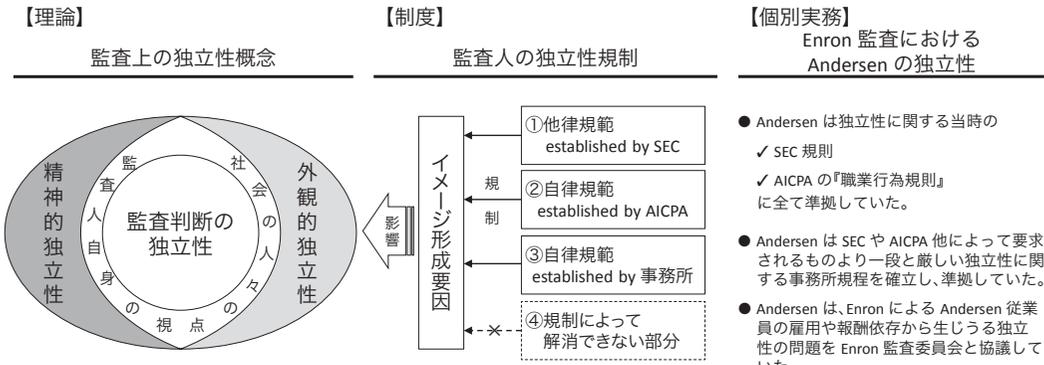
ここまで述べてきたように、① Andersen にとって最大契約の1つであった Enron 契約から得る報酬が莫大であったこと、② Andersen が Enron に対して内部監査業務と財務諸表監査業務の二重業務を提供していたこと、③ Andersen が Enron に対して取引の仕組みに関わる会計

コンサルティング業務を提供していたこと、④ Andersen と Enron との間に双方向の雇用関係があったこと、といった事柄を考慮すると、Enron 監査の失敗の原因はやはり、監査人の独立性が相当に侵害されていたことにあるのではないかと疑念を払拭することはできないように思われる。しかしながら、本事例は、精神的独立性 (independence in fact) と外観的独立性 (independence in appearance) の2つの下位概念から成る、既存の監査上の独立性概念を用いて分析しようとするれば、監査人の独立性に問題があった事例として一概に結論づけることが困難な事例であるようにも思われる。事実、その難しさは、SEC が監査人に対する処分のなかで「独立性 (independence)」という用語を一切使用せず、1節において示したとおり、表面上は正当な注意／職業的懐疑心の欠如や過失または reckless の認定にとどまる処分となっていることにも表れている¹²⁾。

図表5は、理論、制度、個別実務のそれぞれの観点から、監査上の独立性に関する概念や規制の構図、および Enron 監査における Andersen の独立性の状況をまとめたものである。まず、【理論】上、監査上の独立性概念を構成する精神的独立性と外観的独立性とは、監査判断の独立性 (監査人の独立的判断) を誰の視点で捉えるかの違いによって区別される独立性概念である (鳥羽 2009, 179)。監査判断の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念である精神的独立性は、「監査上の判断については、監査人自身の責任のもとで行い、他人に自己の判断を委ねないこと、また、他人からの干渉や影響を許さず、常に公正な立場から判断すること」(鳥羽 2009, 180) を意味している。監査人は、監査契約を締結し、監査計画を策定し、監査手続を実施し、その結果を評価し、そして監査報告書を作成するまでの監査業務の全プロセスにおいて、精神的独立性を堅持しなければならない (千代田 1998, 149)。しかし、精神的独立性は監査に従事する監査人個人の心の状態であるため、監査人自身にしか認識できないという特徴を持っている。

一方、外観的独立性とは、監査判断の独立性を財務諸表利用者である社会の人々が知覚 (イメージ) する独立性概念である。財務諸表監査の成否そのものは、社会の人々の知覚ではなく監査人自身の独立的判断に負うところが大きいものの、外観的独立性は精神的独立性と並んで重視される独立性概念である。なぜならば、監査用役の利用者である財務諸表利用者は、監査人が実施した監査の質を直接確かめることができないからである。財務諸表利用者が個々の監査人の心の状態である精神的独立性を調べることができない以上、監査意見が社会的に信頼されるためには、「監査人の独立的判断を支援する環境面での保障 (規制) がどの程度公認会計士に与えられ、反対に、監査人の独立的な判断にマイナスの影響を与える要因から公認会計士がどの程度距離を置いているかが重要になる」(鳥羽 2009, 181-182)。また、外観的独立性は、抽象的概念である精神的独立性とは異なり、法律や規則などで具体的に規制できるため、監査に対する社会的信頼性を制度的に確保できる (大矢知 1989, 38)。さらに、実質的な面において、職業的専門家である公認会計士とはいえ、人によっては人間的弱さが生じ、自らの意見に情実を加えてしまうことも

図表5 監査上の独立性概念とその規制および Enron 監査における Andersen の独立性



出所：筆者作成。

あり得るため（森 1992, 69），あらかじめ監査人の独立的判断に影響を与える恐れがある特別の利害関係を排除することは，監査人の独立的判断を確保するという意味で精神的独立性を支える役割を果たすことになる（森 1992, 69；千代田 1998, 148-149）。

監査上の独立性概念はこのような構造であるため，【制度】上は，監査人の独立性に対する規制は，主に外観的独立性の側面に向けて，社会の人々の知覚に影響を与える要因（イメージ形成要因）に対して行われている（図表5）。イメージ形成要因のなかには実際に監査判断の独立性を弱める可能性が高い状況を生み出す深刻なものから軽微なものまで，様々なレベルの要因が多数存在する。イメージ形成要因がどのように監査判断の独立性を弱めるのか，それらがどのように社会の人々の知覚に影響するのか（外観的独立性），また監査人はそれらがどのように自らの独立性に影響を与えるものと認識しているのか（精神的独立性）については，必ずしも明確ではない。しかし，公認会計士による財務諸表監査制度に対する社会的信頼を確保するため，イメージ形成要因の一部は，①法や監査基準による他律規範を通じて，また②会計プロフェッションの自律規範を通じて具体的に規制されている。さらに，③会計事務所もまた，事務所内部で基準，方針，諸手続を確立し，他律規範および一般的な自律規範より詳細な規程を設けることによって⁽¹³⁾，監査人の独立的判断が行使されていないのではないかと社会の人々が抱く不安に自発的に対応している（図表5）。

とはいえ，イメージ形成要因はあくまで社会の人々のイメージであるため，その不安を100%解消することは不可能である。代表的には，監査人がクライアントから報酬を得ているという関係は，監査判断の独立性に対する知覚にマイナスの影響を及ぼす最たる要因であるが，自由契約主義のもとでは，当該要因は④規制によって解消できない部分として残ってしまう（図表5）。この他にも，SOX 法制定前における，非監査業務の同時提供や会計事務所 OB のクライアント企業への就職といった要因は，監査人の独立性に対する疑いを抱きうる要因であるものの，当時は規制されていなかった④の部分にあたると思われる。

では、Enron 監査という【個別実務】は、上記の【理論】および【制度】の枠組みとどのように結びつけられるのであろうか。Enron 監査では、Andersen は、独立性に関する当時の SEC 規則および AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) の『職業行為規則 (Code of Professional Conduct)』に技術的には全て準拠していた (Batson 2003, Appendix B, 37)。また Andersen は、Enron 監査委員会に対して、SEC や AICPA 他によって通常要求される基準や規則より一段と厳しい独立性に関する事務所規程を確立していることを表明していた (Batson 2003, Appendix B, 36)。さらに1999年以降、Andersen は、Enron が Andersen の従業員を雇用していることや報酬依存の可能性を含む独立性の問題を監査委員会とともにかなり詳細にレビューしていた (Batson 2003, Appendix B, 35)。そして Andersen は、監査委員会に対して、同事務所は適用規則に則り、いかなる状況でも独立的であると考えられる、と結論づけていることを表明していた (Batson 2003, Appendix B, 36)。

従って、Andersen が各種基準や規則、事務所内の規程に準拠しており、また規制されていないものの、他のイメージ形成要因として懸念される問題について Enron 監査委員会とオープンに議論していたという限りでは、Andersen は外観的独立性をある程度満たしていたと考えられるかもしれない。他方、Andersen が Enron 監査委員会に対して表明していたとおり、自らの独立性は通常規制されている以上の高い水準の事務所規程に準拠することによって満たされている、と自己評価していたことを言葉どおり受け入れると、Andersen は、「監査人自身の視点」で自己の監査判断の独立性を捉えた独立性概念という意味での精神的独立性をも有していた考えることが可能かもしれない¹⁴⁾。

もちろん、監査人自身の心の状態である精神的独立性が保持されていたかを外部から知ることは不可能であり、また社会の人々の知覚である外観的独立性を基準や規則に準拠していたか以外の要因から判断することは不可能である。とりわけ後者に関して、監査人による非監査業務の同時提供は、監査判断の独立性に対する知覚 (外観的独立性) にマイナスの影響を及ぼす要因として長年問題視されてきた。しかし、会計プロフェッションが非監査業務の提供を自粛することはなく (鳥羽 2009, 185-186)、2002年の SOX 法制定により強制的に禁止されるまで、Andersen に限らない大手会計事務所全てがクライアントに対して非監査業務を提供し、同業務が監査業務より高い割合を占める収益構造をとっていたようである (千代田 2013, 872)。

非監査業務の提供が当時規制されておらず、監査業界の慣習であったとすれば、それを Enron 監査の失敗の原因であるとして直ちに批判することはできない。それどころか、Andersen が非監査業務を提供する論拠とした「統合監査」なる考え方は、SOX 法により内部統制監査制度が導入された今日、監査の有効性と効率性に役立つものとして一般に認められた監査手法の考え方や類似しているという点では、Andersen は先駆的であった。また、「継続的監査」という考え方についても、企業規模が大きくなればなるほど、期末監査のみで大量の詳細テストを完了させることは不可能になるため、監査人は監査業務を期末に一点集中するのではなく、期中にも継続

的に監査を実施することになる (Lee 1982, 58, 98)。このため、大規模クライアントを抱える傾向のある大手会計事務所は、必然的に継続的監査を通じてクライアントと身近に接することになり、よりクライアントの事情に精通することになるため、会計コンサルティング業務といった専門性の高い業務を依頼されやすい状況が生まれるかもしれない。このように考えると、非監査業務の提供から生じる外観的独立性の問題は、Enron 監査に結果的に失敗した Andersen 単独の問題というよりは、会計プロフェッション全体の独立性の問題であったというべきであるように思われる。

とはいえ、Enron 監査の失敗を Andersen の独立性と全く無関係に総括することが不十分であることも確かである。Andersen は独立性に関する各種基準や規則、事務所規程に準拠しており、自らの独立性を高く評価していたとはいうものの、『破産裁判所報告書』は、Andersen が実際に「心の状態としての独立性 (independence in mental attitude)」を保持していたかは疑問である、と指摘している (Batson 2003, Appendix B, 37)。これは、Andersen によるいかなる行為によって指摘されることなのであろうか。次節では、『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』において具体的に指摘された監査上の問題を手がかりとして、心の状態としての独立性、言い換えれば、監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為とは何かという疑問に接近する。

4. Andersen による Enron 監査上の問題

『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』はともに、Enron 監査上の問題を指摘している。前者は、Enron 監査を担当した監査人 4 名が監査基準および関連法・規則に違反した行為を明らかにしており、後者は、一連の調査結果を記載したうえで Enron 監査にかかる Andersen の潜在的責任を指摘したものである。以下、これらがいかなる監査上の問題を指摘しているのかについて取り上げる。

4.1. 『SEC 関連書類』が指摘する監査上の問題

すでに言及したとおり、Andersen が無限定適正意見監査報告書を発行した1998年度から2000年度までの監査業務に関連して、計4名の監査人がSEC 処分を受けている (図表1)。うち2名 (Bauer および Duncan) は、Houston オフィスの Enron 監査契約チームにおいて、監査業務を実施し、現場スタッフを監督する立場にあった監査担当のパートナーであり、残る2名 (Odom および Lowther) は、監査担当の監査人が実施した監査を監督する立場にあった品質管理担当のパートナーである。各監査人に対して SEC が認定した個別監査基準の違反および関連法・規則の違反は、図表6に一覧にしたとおりである。

個別監査基準違反の認定

図表6に示されるように、個別監査基準違反の認定では、全ての監査人に対して AU §230,

図表6 SECによる個別監査基準および関連法・規則違反の認定

監査人	AAER / 訴状	個別監査基準 (AU §) 違反の認定**										関連法・規則違反の認定	
		230	311	312	326	333	334	339	380	411	431		
Odom	2774	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Rule 102e(1)(ii)
Lowther	2775	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	Rule 102e(1)(ii)
Bauer	2776	●	-	-	●	●	-	●	-	-	-	-	Rule 102e(1)(ii)
Duncan*	2777	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Section 10(b) of the Exchange Act & Rule 10b-5
	訴状	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	Section 10(b) of the Exchange Act & Rule 10b-5
	2778	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：SEC 2008a; SEC 2008b; SEC 2008c; SEC 2008d; SEC 2008e; SEC 2008f をもとに筆者作成。

付記：個別監査基準違反の認定については、監査基準の言及がある場合でも単に「AU § X に従い、XX した」や「AU § X は XX を求めている」といった、必ずしも違反を意味しない言及のされ方であると思われる場合には一覧のなかに含めていない。

* Duncan については、AAER 2777 および訴状が民事手続を、AAER 2778 が行政手続を示すものであるが、両 AAER には、訴状の記載内容との重複を避けるためか詳細な検出事項の記載が省略されており、特に AAER 2778 は処分内容を簡潔に示すだけで、個別監査基準だけでなく関連法の違反についても明記されていない。このため、Duncan については、AAER 2777、訴状、および AAER 2778 のそれぞれで違反の認定がなされていなくとも、3つ全てを総合して SEC の認定と捉えるのが相応しいように思われる。

** 各監査基準セクション番号は、以下を規定する基準である。AU §230, Due Professional Care in the Performance of Work; AU §311, Planning and Supervision; AU §312, Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit; AU §326, Evidential Matter; AU §333, Management Representations; AU §334, Related Parties; AU §339, Working Papers; AU §380, Communication With Audit Committees; AU §411, The Meaning of Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report; AU §431, Adequacy of Disclosure in Financial Statements.

Due Professional Care in the Performance of Work への違反が共通して認定されているが、その他については、違反した監査基準の種類や数で監査人ごとにばらつきがある。認定された違反数は、監査担当のパートナー (Bauer および Duncan) の方が品質管理担当のパートナー (Odom および Lowther) より多く、グローバル契約担当パートナーとして Enron 契約の最高責任を負っていた Duncan が最多の違反認定をされている。

SEC が指摘した事実 (facts または factual allegations) を基に、監査基準違反を認定された具体的な行為を含む、監査上の問題と考えられる事項を分析し整理すると、以下を列挙できる。

- S-① 監査人は、Enron の不正リスク、監査契約リスク、財務報告リスクが高いことを承知しており、また多数の危険信号に直面していたにもかかわらず、職業的専門家としての正当な注意を行使せず、職業的懐疑心を発揮しなかった (SEC 2008a; SEC 2008b; SEC 2008c; SEC 2008e)。
- S-② 取引が経済的実質を伴わないものであったにもかかわらず、監査人は、Enron が取引を財務諸表に適切に表示しているか、財務諸表が著しく誤導するものでないかを確かめなかった (SEC 2008b; SEC 2008e)。
- S-③ 監査人は、取引や SPE の資金構造を裏づけるための十分に適格な証拠を入手しなかった

(SEC 2008c; SEC 2008e)。

- S-④ 監査人は、Enron 経営陣からの口頭での陳述を裏づけることなく、立証することなく不当に信頼した (SEC 2008c; SEC 2008e)。
- S-⑤ 監査人は、SPE の資金構造に関する書類を要求し、それを拒否された際、関連文書を見せってもらうよう主張する代わりに、単に経営者の陳述のみを信頼した (SEC 2008c)。
- S-⑥ 監査人は、監査手続の計画および監督、監査証拠の種類および範囲について、監査調書に十分な文書化を行わなかった (SEC 2008c)。
- S-⑦ 監査人は、監査を適切に監督しなかった (SEC 2008e)。
- S-⑧ 監査人は、監査契約チームが適切な監査手続を計画し実施しているかを確かめなかった (SEC 2008e)。
- S-⑨ 監査人は、関連当事者間取引にかかるリスクを高く評価していたにもかかわらず、それに見合うより広範で有効な監査手続を行わなかった (SEC 2008e)。
- S-⑩ 監査人は、開示を拡張するようとのアドバイスを Enron 経営陣に拒否されたにもかかわらず、それを監査委員会に伝達せず、監査意見にも反映させなかった (SEC 2008e)。

関連法・規則違反の認定

個別監査基準違反の認定が監査人ごとにばらつきがあったのに対して、関連法・規則違反の認定は、Odom, Lawther, Bauer の 3 名と Duncan との間で二分される (図表 6)。まず、Odom, Lawther, Bauer の 3 名について認定されているのが、SEC 実務規則の Rule 102e(1)(ii) である。この規定は、いかなる者であれ、SEC の調査によって「資質 (character) や誠実性が欠如している、または、非倫理的な行為もしくは職業的専門家としての不適切な行為 (improper professional conduct) に従事していたこと」が判明した場合には、SEC が当該個人を譴責する (censure)、または一時的／永久に SEC 業務を停止する (deny) 場合があることを定めた規定である。ここでいう「職業的専門家としての不適切な行為」とは、以下の行為を意味するものと定義されている (Rule 102e(1)(iv))。

- (A) 適用すべき職業的専門基準 (applicable professional standards) に違反することとなった、reckless 行為を含む、意図的な (intentional) または認識ある (knowing) 行為
- (B) 以下の 2 種類のうちいずれかの過失による (negligent) 行為
 - (1) 一層の注意深い調査 (heightened scrutiny) が必要なことを会計士が認識している、または認識すべきであった状況において、適用すべき職業的専門基準に違反する単一のかかり不合理的な行為
 - (2) 適用すべき職業的専門基準に違反する行為が度重なり、SEC 監査業務を行う能力 (competence) が欠如していることを示す行為

定義のうち(A)は故意、(B)は過失による行為を表しているものと理解できる。そして、

Odom, Lowther, Bauer の 3 名の監査人について認定されている職業的専門家としての不適切な行為とは、Rule 102(e) (1) (iv) (B) (2) の能力の欠如を表す過失行為である (SEC 2008a; SEC 2008b; SEC 2008c)。とすれば、これら監査人に指摘されている監査上の問題に関連する監査概念や監査トピックは、監査人の独立性ではなく、職業的専門家としての正当な注意、職業的懐疑心、能力ということになる。

一方、SEC は、Duncan についてののみ、虚偽の財務諸表の作成等を禁止する 1934 年証券取引所法 Section 10(b) およびその下位規則である SEC Rule 10b-5 に「recklessly」に違反したことを認定している。英米法辞典によれば、reckless (ness) は「未必の故意ないし認識ある過失…故意にはいたらないが、通常の過失よりも非難性は大きく、わが国の未必の故意および認識ある過失を独立のカテゴリとしたもの」と説明されており (田中 1993, 702)、故意 (intentional/knowingly) に近いものの、故意とは異なる法概念とされる。しかし、上述した 3 名の監査人が過失認定にとどまっているのに対して、Duncan のみが通常の過失よりも非難性の大きい故意寄りの reckless を認定されているということは、注目すべきことである。前節で述べたとおり、Andersen は独立性に関する基準や規則に明示的には違反していなかったが、reckless 認定されているということは、SEC が故意に近い行為があったことを認識している可能性があることを意味している。ここに、監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為を明らかにする手がかりがあるのではないかと考える。

4.2. 『破産裁判所報告書』が指摘する監査上の問題

『破産裁判所報告書』は、権限を付与された調査委員による調査を経たうえで、十分な証拠をもって Andersen には以下の 2 つの系列の潜在的責任がある、と結論づけている。第 1 系列の潜在的責任は、Enron に会計業務を提供するにあたって「職業的専門家としての過失 (professional negligence/accounting malpractice)」を犯したことにあり、第 2 系列の潜在的責任は、Enron 役員が特定の SPE 取引に参入することによって「信託義務に違反するのを幫助したこと (aiding and abetting a breach of fiduciary duty)」にある (Batson 2003, 7, 24-25; Batson 2003, Appendix B, 5-6)。『破産裁判所報告書』で指摘されている監査上の問題を「承認 (approval)」や「協力 (assistance)」という表現をキューとして分析し、両系列の潜在的責任のもとに位置づけると以下のように整理することができる。

職業的専門家としての過失にあたる行為

B-① Andersen は、監査を実施する際に正当な注意 (due care) を行使しなかった (Batson 2003, 40)。

B-② Andersen は、Enron 役員に騙されているリスクを見落とし、それを検出するような監査計画を策定しなかった (Batson 2003, 42)。

- B-③ Andersen は、SPE 取引を理解するための監査手続、取引条件を確かめるための監査手続を適切に実施しなかった (Batson 2003, Appendix B, 2, 93-94)。
- B-④ Andersen は、SAS No. 82, Consideration of Fraud in a Financial Statement で識別されている不正リスク要因が Enron で多数存在しているにもかかわらず、それに見合う監査手続を計画し実施しなかった (Batson 2003, Appendix B, 66-68)。
- B-⑤ Andersen は、アサーションを裏づけるための監査証拠を入手しなかった (Batson 2003, Appendix B, 69)。
- B-⑥ Andersen は、懐疑心の欠如により、疑問の余地ある監査証拠を受け入れた (Batson 2003, Appendix B, 70, 76)。
- B-⑦ Enron 監査契約チームは、事務所内の GAAP エキスパート集団の同意を得ることなく、適用可能な GAAP の分析を誤った (Batson 2003, Appendix B, 76-77)。
- B-⑧ Andersen は、Enron 監査委員会および取締役会に対して SPE 取引に関して事務所内で懸念していることについて助言しなかった (Batson 2003, 44; Batson 2003, Appendix B, 2)。

Enron 役員が信認義務に基づく責任に違反するのを幫助したことにあたる行為

- B-⑨ Andersen は、Enron 役員の信認義務違反となる不法行為 (wrongful conduct) を実際に知っていた (Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 130, 157)。
- B-⑩ Andersen は、Enron 役員が Enron の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、および MD&A を操作するために利用した SPE 取引の仕組みや改善・修正に関するコンサルティング業務を提供した (Batson 2003, 39-41, 46; Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 69, 85-87, 96, 130)。
- B-⑪ Andersen は、Enron 役員が財務諸表を操作する目的で利用した取引に承認を与え、またそのような SPE 取引を十分に開示しないことに同意した (Batson 2003, 46; Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 69, 130, 157)。
- B-⑫ Andersen は、経営者と監査人による会計開示意思決定が及ぼす影響を Enron 監査委員会に伝達せず、監査委員会を誤導することによって Enron 役員を相当に手助けした (Batson 2003, 46; Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 154-155, 157)。
- B-⑬ Andersen が疑問の余地ある監査証拠を受け入れたということは、取引にかかる会計処理が不適切であったことを知っていた可能性がある (Batson 2003, Appendix B, 70, 76)。
- B-⑭ Enron 監査契約チームが事務所内の GAAP エキスパート集団の同意を得ることなく適用可能な GAAP の分析を誤ったということは、取引にかかる会計処理が GAAP に準拠していないことを知っていた可能性がある (Batson 2003, Appendix B, 76-77, 82)。
- B-⑮ 開示を拡張するよう Enron にアドバイスしたがそれを拒否されると、それ以上主張せず、Enron 財務諸表が経済的実質を理解できないものであることを知っていたにもかかわらず

ず、Enron 財務諸表を承認した (Batson 2003, Appendix B, 84)。

このように『破産裁判所報告書』は Andersen の潜在的責任を指摘する一方で、数多くの状況で Enron 役員が Andersen から意図的に情報を隠していたこと、高いリスクを有する会計開示判断に関して Andersen に質問しなかったという点で監査委員会の側にも過失責任がありうること、および Andersen が事実を知っていれば Enron の会計および開示を承認しなかったであろうことを認めている (Batson 2003, Appendix B, 1, 63-64, 164-166)。しかし、『破産裁判所報告書』はまた、Enron 役員が重要な情報を隠していたところ以外でも Andersen のミスがあること、および監査人は意図的に行われた虚偽表示を検出するよう監査手続を計画し、実施する責任を少なからず負っていることを理由に、Andersen の責任は単に騙されたからでは済まされないと断じている (Batson 2003, Appendix B, 1-2, 63-68, 167)。

しかも、『破産裁判所報告書』が求めている Andersen の潜在的責任は、過失責任のみならず、過失の域を超えた (beyond instances of negligence) 幫助責任にまで及んでいる (Batson 2003, Appendix B, 2)。幫助責任が認められるためには、Andersen が Enron 役員による信認義務違反行為を実際に認識していたことを立証する必要がある、その立証水準は「認識すべきであった (should have known)」または「疑わしい (suspicion)」ことを立証しただけでは不十分であるほど厳しいものである (Batson 2003, 26)。また『SEC 関連書類』とは違い、『破産裁判所報告書』には監査人の独立性の重要性や Andersen の独立性に言及する箇所が散見される (Batson 2003, 23-24; Batson 2003, Appendix B, 31-38)。幫助責任を指摘していることと合わせて、これらは、『破産裁判所報告書』が Enron 監査において監査判断の独立性 (心の状態としての独立性) が侵害された行為があることをより強く認識しているものと捉えられるのではないかと考える。

5. 考察および今後の研究可能性

本稿は、Enron 監査の失敗は果たして精神的独立性の欠如に起因するものなのだろうかという問題意識を出発点として、Andersen による Enron 監査がどのように遂行され、どこに、どのような監査上の問題があったのかを明らかにすることを目的に『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』を分析した。分析の結果、Andersen による Enron 監査体制には、多額の報酬、今日では SOX 法により禁止されている非監査業務の提供、双方向の雇用関係といった監査人の独立性に影響を与えうる要因や状況が複数存在していたものの、独立性に関する当時の基準や規則、事務所規程に準拠していたという限りでは、Andersen は外観的独立性を満たしていたといえることがわかった。また分析では、監査人自身が自らの独立的判断が損なわれていると認識していたような事実や状況も観察されなかった。これは、Enron 監査の失敗を、Andersen が精神的独立性を喪失し、Enron の不正会計に故意に加担した事例として単純に理解すべきではないことを示唆している。監査人に対する SEC 処分においては、監査人の独立性に関する言及はなく、

表面上は、SEC が正当な注意／職業的懐疑心の欠如や過失または reckless を認定したうえでの処分となっている。

しかし、そうであるからといって、Enron 監査の失敗を監査人の独立性とは全く無関係に、職業的専門家としての正当な注意、職業的懐疑心、能力といった監査概念や監査トピックで総括するだけでは不十分であることも確かである。むしろ、一次的資料を通じて Andersen が財務諸表監査と同時提供した非監査業務の種類やその状況を検討してみると、Enron 監査の失敗には監査人の独立性の問題がかなり深いところに関わっていたように思われる。それは、「監査」とは何をどこまで提供する業務であるかという会計事務所の監査観の問題や、たとえ監査人の専門的スキルを活用した様々な業務に対する需要があったとしても、公認会計士の独占業務である財務諸表監査の質を確保するためにはそれらをいかに自己規制すべきなのか、という会計プロフェッション全体の問題に通じている。

本稿では次に、『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』での指摘事項をもとに、監査上の独立性概念の本質である「監査判断の独立性」が侵害されたことを示唆する行為とは何かを識別することを試みた。そして、それを明らかにする手がかりは、『SEC 関連書類』において過失より故意性の高い reckless が認定されている行為、および『破産裁判所報告書』において過失の域を超えた幫助責任が求められている行為にあるのではないかと考えた。

すなわち、本稿が考える監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為とは、『SEC 関連書類』において reckless 認定された Duncan の行為——4. 1. 節の列挙項目のうち S-①～④と S-⑦～⑩——であり、『破産裁判所報告書』において幫助責任を指摘されている行為——4. 2. 節の列挙項目のうち B-⑨～⑮——である。より具体的には、職業的専門家としての正当な注意を行使しなかったこと、職業的懐疑心を発揮しなかったこと、十分に適格な監査証拠を入手しなかったこと、経営者の陳述を鵜呑みにしたこと、監査を適切に監督しなかったこと、リスクに見合う監査手続を計画し実施しなかったこと、監査委員会への伝達を怠ったこと、取引の仕組みにかかるコンサルティング業務を提供したこと、経済的実質を伴わない取引や不十分な開示を承認したことを含む行為である。

関連諸法による拘束を受ける行政処分や民事責任追及の局面では、実際に認識していたことを意味する故意の立証は困難であるとはいうものの (Benston and Hartgraves 2002, 123)、単なる過失でとどまらない場合には、reckless や幫助責任が認定されるのかもしれない。監査研究は法による拘束を必ずしも受けませんが、司法によるこのような認定の差異は、監査判断の独立性という観察不可能な監査概念と表出した監査人の行為とを結びつけるうえで役立つ可能性がある。また上述の知見は、監査人の独立性が関わる監査の失敗のなかには、

- ① 「精神的独立性の欠如 = 故意」の構図で理解できる事例
- と、精神的独立性の欠如があったとまでは強くいえないものの、
- ② 「監査判断の独立性の侵害 = reckless または幫助の状態」で理解されるべき事例

があることを示唆している。Enron 事例は②に相当する事例であり、認識を伴う精神的独立性の欠如や故意があったわけではないが、監査人自身も気がつかないうちに監査判断の独立性が侵害された結果、監査人が一部で故意に近い状態で監査の失敗に至ってしまったものと思われる。

本稿では、reckless と幫助責任を手がかりに、『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』における指摘事項の一部を監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為として解釈することを提案した。しかし、この解釈が妥当であるかは、監査人の責任を規定するアメリカ法および制度についての正確な理解とともに、さらに十分な検討を必要とする。たとえば、現時点で筆者が懸念する問題点としては、reckless または幫助責任を指摘された行為の全てを監査判断の独立性を侵害する行為として捉えれば、正当な注意の欠如や職業的懐疑心の不足、監査証拠の入手とその評価、監督、リスクに見合う監査手続の計画および実施、監査委員会とのコミュニケーションなど、広範におよぶ監査概念や監査トピックが取り込まれてしまうことである。さらに、SEC が複数の監査人に対して同一の監査上の問題を指摘している場合であっても、一部の監査人には reckless 認定を、一部の監査人には過失認定をしているような場合には、その差異をどのように解釈すればよいのかなど、SEC 処分のあり方とも関連して慎重に検討すべき点は多い。

このような問題点の一部を扱うためには、本稿で行っているように単一事例に関する AAER を抽出し分析するのではなく、複数の AAER を研究データとして利用する分析が役立つ可能性がある。たとえば、SEC のホームページにおいて、「auditor independence」を検索キーワードとして AAER を検索しても、監査人の独立性に関する示唆に富むケースはそれほど得られないように思われるが、「reckless」という検索キーワードで引けば、興味深いケースを見つけられるかもしれない。また、そのようなケースが多数ある場合には、内容を比較検討することによって、監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為について、程度の差を発見したり、より緻密な分類や識別を行ったりすることが可能となるかもしれない。

最後に、監査人の独立性は、精神的独立性が心の状態 (mental attitude/state of mind) であり、観察不可能であるという理由のために、それほど研究が進んでいない領域であるように思われる。しかし一方で、同じ心の状態という性質を持ちながら、近年、盛んに監査研究が行われているのが職業的懐疑心の領域である。職業的懐疑心については、懐疑的な判断や行為を捕捉するモデルの構築によって、監査人の判断および意思決定を理解しようとする研究が積極的に進められている (Hurtt et al. 2013)。職業的懐疑心と同様に、監査人の独立性についても、監査上の独立性概念に関する理論研究とともに、監査人の独立的判断や独立的行為とは何か、それらがどのようなところに表れるのかを明らかにする試みがあってもよいのではないかと考える。仮に、監査人ごとに自らの監査判断の独立性の捉え方に個人差があるとすれば、本稿で示したような、監査人自身も気づかないうちに監査判断の独立性が侵害された結果生じる監査の失敗の発生を防止するためには、監査判断の独立性とは何か、どのような判断が独立的であるといえるのか、また独立的な判断とはいかなる行動に反映されるものなのか、という点をまず明らかにすることが極め

て重要になると考える。

謝辞

本稿は、平成24年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費、課題番号24・4814）による研究成果の一部である。本稿は平成26年9月に横浜国立大学にて開催された日本会計研究学会第73回大会での報告を加筆・修正したものである。司会の町田祥弘教授（青山学院大学）には、独力では入手できなかったデータの所在についてご教示いただいた。また本稿の執筆にあたっては、匿名の論文査閲者を含む多数の方からコメントと研究上の示唆をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

注

- (1) Enron 事件は、アメリカ社会が SOX 法制定に向けて動き出す火付け役となったという意味で、財務諸表監査制度に大変革をもたらすこととなった事例である。しかし、SOX 法で新規導入された独立性規制の背景にある、非監査業務の提供や監査担当期間の長期化、回転ドア実務が監査人の独立性を損なうのではないかとの議論は、Enron 事件を機に始まったものではなく、それ以前からアメリカ社会において長年にわたり議論されてきた問題である。特に非監査業務の提供については、古くは1950年代から反対の声が上がっており、SEC および議会と会計プロフェッションとの間で長きにわたる激しい対立の歴史がある (Defond and Francis 2005, 11, 16)。
- (2) たとえば、わが国の会計・監査学者／実務家は、「会計粉飾や証拠隠蔽に関与していた名門会計事務所（監査法人）のアーサー・アンダーセンの信用が失墜、解散を余儀なくされた」（川北 2005, 73：強調追加）、「粉飾決算には大手会計事務所のアーサー・アンダーセンも加担しており」（柴田 2007, 142：強調追加）、「おおよび「監査を担当していた会計事務所アーサー・アンダーセン（Arthur Andersen）がエンロン社の粉飾決算に加担し、不正監査を行っていたこと」（原田 2012, 5：強調追加）と Enron 事件を描写している。
- (3) そのような社会的知覚の断片を表すものとして、「エンロンの不正経理事件では、関与が明るみになった名門会計事務所アーサー・アンダーセンが解散へ追い込まれた」（『日本経済新聞』2006年5月13日）、「米国ではエンロンやワールドコム不正会計事件で、不正に加担していた監査法人のアーサー・アンダーセン」（『毎日新聞』2006年5月10日、社説）、「エンロン事件には米会計事務所のアンダーセンが加担し、多くの株主などに損害を与えたとされる」（『読売新聞』2003年3月16日、社説）、「エンロン事件では、アンダーセンが粉飾に積極的に加担したばかりか、当局の調査から逃れようと、証拠の隠滅まで図った」（『朝日新聞』2007年1月20日）、といった新聞報道がある。ここでいう「関与」や「加担」といった言葉が精神的独立性の欠如を示唆しているものと考えられる。
- (4) 会計研究者は、研究データに関して、アクセスおよび入手可能性の2つの点で研究上の制約を受ける。アクセスの問題とは、データは存在するものの、その利用者が限定されているために、そして入手可能性の問題とは、データそのものが存在しないために、ともに研究者によるデータ収集が困難であることをいう (Schipper 1994, 70)。監査研究では、特にアクセスの問題が不可避である。なぜならば、監査調査書や監査訴訟に関する記録といったデータが研究者に積極的に提供されることは皆無に等しいからである (Erickson et al. 2000, 190)。
- (5) 調査委員によって作成された報告書は全4巻あるが、本稿では、このうち監査人の責任 (Role of Andersen) について取り上げている最終報告書 (Batson 2003) および同報告書添付の Appendix B (Batson 2003, Appendix B) を利用することとし、両者を併せて「破産裁判所報告書」と称している。
- (6) 11 U.S. Code § 1104(c). <Available at: <http://www.law.cornell.edu/uscode/text/11/1104>>; United States Courts ホームページ <Available at: <http://www.uscourts.gov/FederalCourts/Bankruptcy/BankruptcyBasics/Chapter11.aspx>>; Batson 2003, 1.
- (7) Batson 2003; Batson 2003, Appendix B; SEC ホームページ <Available at: <http://www.sec.gov/about/whatwedo.shtml#U4VggmeKCcw>>.
- (8) 17 CFR 201.102. <Available at: <http://www.law.cornell.edu/cfr/text/17/201.102>>.
- (9) 15 U.S. Code § 78j. <Available at: <http://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/78j>>; 17 CFR 240.10b-5. <Available at: <http://www.law.cornell.edu/cfr/text/17/240.10b-5>>.

- (10) 本稿では, reckless(ly)をあえて訳さず, 原語のまま使用する。なぜならば, reckless は, それを「未必の故意」と訳せば故意寄りに, 「認識ある過失」と訳せば過失寄りのニュアンスになってしまうからである。SEC によって reckless(ly) と認定された行為を監査上どのように解釈するのかについては, 4. 1. 節および 5 節において再度取り上げる。
- (11) ここでいう Enron 契約とは, 監査業務だけでなく, 会計コンサルティング業務や税務業務などを含む業務契約の総称である。なお, 監査業務に従事する者が会計コンサルティング業務といった他業務にも携わることがあったのか等, Andersen 従業員がどのような形で Enron 契約に関与していたのかについては, 本稿で利用した資料から完全には判別できない。
- (12) SEC が監査人を独立性違反で処分するケースとは, たとえば, 会計事務所がクライアントと投資関係にあったりジョイント・ビジネスを行ったりする経済的利害関係を持つ場合, 成功報酬契約や過年度に提供した非監査業務を監査する自己監査を行った場合のように, 基準や規則に明確に違反したケースである (Ryan 2004)。直近では2014年1月に, KPMG LLP が, クライアントに非監査業務を提供したことや監査業務従事者 (KPMG personnel) がクライアントの株式を所有したことによって独立性規則に違反したとして SEC による処分を受けている。〈Available at: <http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370540667080#.U4Wp5RCCjIU>〉。
- (13) たとえば, あずさ監査法人は, 10の行動規範を支える36の行動指針, 解説, 参考規則等で構成される『倫理行動規範』(2001年1月発効, 2013年4月最終改訂)を確立しており, うち独立性に関する行動規範の1つでは, 「私たちは, 贈答・接待を含めたクライアントとの付き合いにつき, 社会慣行より厳しい対応をすることとし, 公正性の原則を常に意識した行動を行います」[強調追加]との行動指針を示している。あずさ監査法人ホームページ 〈Available at: <http://www.kpmg.com/Jp/ja/about/azsa/Pages/ethical.aspx>〉。
- (14) ここでいう「精神的独立性」は, 監査判断の独立性を監査人自身が捉えた独立性概念である点を重視している。精神的独立性の定義によっては, 視点を考慮しない定義, すなわち, 図表5に示される「監査判断の独立性」を「精神的独立性」と同等に扱うような定義もありえるものと思われる。本稿では, 両者を切り分けて議論を進めているが, この点については監査上の独立性概念にかかる理論的考察を必要とし, 単一の個別事例研究の範囲を超えてしまうため, 本稿ではこれ以上深く立ち入らないこととする。

参考文献

- Afterman, A. B. (1995). *SEC regulation of public companies*. Prentice-Hall, Inc.
- Ball, R. (2009). "Market and Political/Regulatory Perspectives on the Recent Accounting Scandals." *Journal of Accounting Research*. 47(2): 277-323.
- Batson, N. (2003). *Final Report of Neal Batson, Court-appointed Examiner. In re: Enron Corp., et al., Debtors*. (November 4, 2003). 〈Available at: http://www.enron.com/media/Final_Report_Neal_Batson.pdf〉。
- Batson, N. (2003). Appendix B (Role of Andersen), *Final Report of Neal Batson, Court-appointed Examiner. In re: Enron Corp., et al., Debtors*. 〈Available at: http://bkinformation.com/docs/enron/Final_Examiner_Report/App_B_Part1.pdf〉 および 〈Available at: http://bkinformation.com/docs/enron/Final_Examiner_Report/App_B_Part2.pdf〉。
- Benston, G. J., and A. L. Hartgraves. (2002). "Enron: what happened and what we can learn from it." *Journal of Accounting and Public Policy*. 21: 105-127.
- Brown, K., and H. Sender. (2002). "When Rules Keep Debt Off the Books — Did Andersen Act Properly? Firm Is Fired" *Wall Street Journal*. January 18, 2002: C1.
- DeFond, M. L., and J. R. Francis. (2005). "Audit Research after Sarbanes-Oxley." *Auditing: a Journal of Practice & Theory*. 24 (Supplement): 5-30.
- Enron, Corp. (2001). *Current Report* (Form 8-K). [Filing date: Nov 8, 2001].
- Erickson, M., B. W. Mayhew, and W. L. Felix, Jr. (2000). "Why Do Audits Fail? Evidence from Lincoln Savings and Loan." *Journal of Accounting Research*. 38(1): 165-194.
- Green, D. A. (2009). "Whither and Whether Auditor Independence." *Gonzaga Law Review*. 44(3): 365-410.
- Herrick, T., and A. Barrionuevo. (2002). "Were Auditor and Client Too Close-Knit?" *Wall Street Journal*. January

- 21, 2002: C1.
- Hurtt, R. K., H. Brown-Liburd, C. E. Earley, and G. Krishnamoorthy. (2013). "Research on Auditor Professional Skepticism: Literature Synthesis and Opportunities for Future Research." *Auditing: a Journal of Practice & Theory*. 32(Supplement 1): 45-97.
- Ryan, R. G. (2004). "SEC Enforcement of Auditor Independence Violations: Recent Cases and Developments." *Securities Regulation Law Journal*. 32: 178-193.
- Schipper, K. (1994). "Academic Accounting Research and the Standard Setting Process." *Accounting Horizons*. 8(4): 61-73.
- Securities and Exchange Commission (SEC). (2008a). Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2774. (January 28, 2008). (Available at: <http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57209.pdf>).
- Securities and Exchange Commission (SEC). (2008b). Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2775. (January 28, 2008). (Available at: <http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57210.pdf>).
- Securities and Exchange Commission (SEC). (2008c). Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2776. (January 28, 2008). (Available at: <http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57211.pdf>).
- Securities and Exchange Commission (SEC). (2008d). Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2777. (January 28, 2008). (Available at: <http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2008/lr20441.htm>).
- Securities and Exchange Commission (SEC). (2008e). SEC v. David B. Duncan. Case 4:08-cv-00314. (Complaint) (January 28, 2008). (Available at: <http://www.sec.gov/litigation/complaints/2008/comp20441.pdf>).
- Securities and Exchange Commission (SEC). (2008f). Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2778. (January 30, 2008). (Available at: <http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57234.pdf>).
- Taylor, M., T. DeZoort, E. Munn, and M. Thomas. (2003). "A Proposed Framework Emphasizing Auditor Reliability over Auditor Independence." *Accounting Horizons*. 17(3): 257-266.
- Weil, J. (2001a). "What Enron's Financial Reports Did -and Didn't - Reveal — Auditor Could Face Scrutiny on Clarity Of Financial Reports." *Wall Street Journal*. November 5, 2001: C1.
- Weil, J. (2001b). "Audits of Arthur Andersen Become Further Focus Of Investigation." *Wall Street Journal*. November 30, 2001: A3.
- Weil, J. (2001c). "Double Enron Role Played by Andersen Raises Questions." *Wall Street Journal*. December 14, 2001: A4.
- Weil, J., J. Emshwiller, and S. J. Paltrow. (2002). "Audit Nightmare: Arthur Andersen Says It Disposed of Documents That Related to Enron — 'When' Is a Key Question For Accountants in Wake Of the Client's Collapse — Ex-Senator Hired for Review." *Wall Street Journal*. January 11, 2002: A1.
- 池田唯一・三井秀範・大来志郎・野崎彰・町田行人 (2009). 『新しい公認会計士・監査法人監査制度——公正な金融・資本市場の確保に向けて——』第一法規.
- 大矢知浩司 (1989). 『監査論概説』白桃書房.
- 川北博 (2005). 「今、会計不信を乗り越えるには」『エコノミスト』2005年10月18日号: 73-75.
- 関西学院大学米国判例情報研究会 (2007). 「US Case Studies ——最新アメリカ判例・裁判情報 (第6回) エンロン事件をめぐる監査法人のアーサー・アンダーセンが意図的に書類を破棄したとして司法妨害罪で起訴され、裁判官の陪審に対する説示の誤りを理由として有罪判決が差し戻された事例—— United States v. Arthur Andersen, 544 U.S. 696, 125 S. Ct. 2129 (2005)」『Lexis 判例速報』1月号: 13-17.
- 柴田英樹 (2007). 『粉飾の監査風土——なぜ、粉飾決算はなくなるのか?』株式会社プログレス.
- 田中英夫 (1993). 『英米法辞典』東京大学出版会.
- 千代田邦夫 (1998). 『現代会計学の基礎6 監査論の基礎』税務経理協会.
- 千代田邦夫 (2013). 「アーサー・アンダーセンの崩壊は何を教えているのか?」『早稲田商学』早稲田商学同攻会 第434号: 855-890.
- 鳥羽至英 (2009). 『財務諸表監査 理論と制度【基礎篇】』国元書房.
- 鳥羽至英 (2010). 「監査の失敗と監査上の懐疑主義」『商学研究科紀要』早稲田大学大学院商学研究科 第71号: 1-19.

- 萩野貴史 (2007). 「証拠隠滅等説得罪の主観的要件 Arthur Andersen LLP v. United States, 554 U.S. 696 (2005)」
『比較法学』早稲田大学比較法研究所 第40号第2号: 339-347.
- 原田保秀 (2012). 『会計倫理の視座——規範的・教育的・実証的考察——』千倉書房.
- 森實 (1992). 『監査要論 (第3版)』中央経済社.